

○奈良県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

(昭和62年 3 月 31 日本部訓令第 9 号)

[沿革] 平成元年 5 月本部訓令第 4 号、9 月第11号、2 年 1 月第 1 号、4 年 5 月第15号、7 月第23号、5 年 3 月第 6 号、6 月第17号、6 年11月第19号、7 年12月第32号、9 年 8 月第12号、11 年 9 月第18号、20 年 1 月第 2 号、21 年11月第10号、令和元年 6 月第19号改正

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、奈良県警察組織規則（昭和43年 6 月奈良県公安委員会規則第10号）第51条の規定に基づき、生活安全部地域課鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(運用の基本)

第 2 条 鉄道警察隊の運用に当たっては、その組織機能を最高度に発揮させるため治安情勢に即応した効率的な運用に努めるものとする。

(任務及び活動)

第 3 条 鉄道警察隊は、鉄道施設において、鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とし、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 鉄道施設における警ら活動
- (2) 重要な鉄道施設の警戒警備
- (3) 鉄道施設における雑踏警備
- (4) 列車への警乗
- (5) 列車による現金その他の物品の輸送の警備
- (6) 列車による危険物の輸送の取締り
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止
- (8) 鉄道施設内で発生する犯罪の予防及び検挙
- (9) 少年補導及び保護
- (10) 緊急配備（鉄道施設内に限る。）
- (11) その他特に命じられた事項

(担当区域)

第 4 条 生活安全部地域課鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）は、本隊及び分駐所の担当区域を定めるものとする。

(勤務制)

第 5 条 鉄道警察隊に勤務する職員（以下「隊員」という。）の勤務は、奈良県警察職員の勤務に関する訓令（平成 4 年 7 月奈良県警察本部訓令第23号）に定めるところに

よる。

（勤務時間等）

第6条 隊員の勤務時間の割振りは、次表の基準に基づき隊長が定める。

点 検 ・ 指 示	30分
警 乗 ・ 警 ら ・ 警 戒	6 時 間
書 類 作 成 等	1 時 間 15 分

（勤務計画）

第7条 隊長は、隊員の勤務についてあらかじめ勤務計画を定めなければならない。

2 前項の勤務計画は、活動重点、指導監督重点及び実働計画人員等について、1箇月ごとに定めるものとする。

（当直勤務）

第8条 鉄道警察隊における当直勤務については、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第8章に定めるところによる。

（現場指揮）

第9条 事件事故の現場に出動した隊員の指揮は、その事件事故発生地を管轄する警察署長が行うものとする。

（事件等の処理範囲）

第10条 鉄道警察隊は、事件事故等については、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行った後、その処理を関係警察署長に引き継ぐことを基本とし、その処理範囲は、奈良県地域警察運営に関する訓令（平成元年9月奈良県警察本部訓令第11号）第3条によるほか、別表に定めるところにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる犯罪に係る事件については、鉄道警察隊が処理することができることとする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第162条、第163条及び第246条に規定する犯罪のうち鉄道運輸に係るもの

(2) 列車内又は駅構内において行われた刑法第235条に規定する犯罪

(3) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）に規定する犯罪

（事件事故等の引継ぎ）

第11条 隊員が取り扱った事件事故等で引き続き警察上の措置を必要とするものについては、その発生地又は検挙場所を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

2 前項の引継ぎに当たっては、隊員と警察署員とが相互に協力して迅速、的確に行わ

なければならない。

（警察署長等との連携）

第12条 隊長は、鉄道施設等を管轄する警察署長と緊密な連携に努め、鉄道に係る公安の維持を図るとともに、関係所属長との連携を強化するものとする。

（関係府県警察との連携）

第13条 隊長は、鉄道施設等における警察活動の適正を期するため、関係府県警察の鉄道警察隊長と緊密な連携に努めるものとする。

（鉄道事業者等との連絡協調）

第14条 隊長は、鉄道事業者その他の関係機関、団体等（以下「鉄道事業者等」という。）との間において、定期的な連絡会議を開催する等により緊密な連絡を保ち、鉄道施設等及び鉄道運輸の実態の把握に努めるとともに、鉄道事業者に対し、公安の維持を図るために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（他府県警察官の待機場所等の指定）

第15条 隊長は、他府県警察の列車警乗警察官の待機場所、休憩場所等について、あらかじめ指定しておくものとする。

（服装）

第16条 隊長及び隊員は、制服勤務とする。ただし、隊長は、勤務の性質等を勘案し、必要があると認める場合は、隊員を私服で勤務させることができる。

（教養訓練）

第17条 隊長は、鉄道施設における適正かつ効率的な職務執行を行うため、隊員に対し、その能力、個性等に応じた具体的かつ実践的な教養訓練を計画的に行わなければならない。

（報告）

第18条 隊長は、勤務計画及び活動状況を生活安全部地域課長に報告するものとする。

（細部規定）

第19条 生活安全部地域課長は、警察本部長の承認を得て、この訓令の施行について必要な細則を定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 （平成元年5月9日本部訓令第4号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成元年5月13日から施行する。

附 則 （平成元年9月22日本部訓令第11号）抄

1 この訓令は、平成元年10月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 年 1 月11日本部訓令第 1 号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 4 年 5 月18日本部訓令第15号）

この訓令は、平成 4 年 5 月18日から施行し、平成 4 年 3 月13日から適用する。

附 則 （平成 4 年 7 月31日本部訓令第23号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 5 年 3 月15日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 5 年 3 月17日から施行する。

附 則 （平成 5 年 6 月30日本部訓令第17号）

この訓令は、平成 5 年 6 月30日から施行する。

附 則 （平成 6 年11月10日本部訓令第19号）

この訓令は、平成 6 年11月10日から施行する。

附 則 （平成 7 年12月 7 日本部訓令第32号）

この訓令は、平成 7 年12月 7 日から施行する。

附 則 （平成 9 年 8 月28日本部訓令第12号）

この訓令は、平成 9 年 8 月28日から施行する。

附 則 （平成11年 9 月22日本部訓令第18号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成11年10月 1 日から施行する。

附 則 （平成20年 1 月18日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成20年 1 月18日から施行する。

附 則 （平成21年11月11日本部訓令第10号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成21年12月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 6 月28日本部訓令第19号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表（第10条関係）

事件事故等の処理範囲の基準

業務種別	処 理 基 準		根拠法令
	処 理 要 領	作成書類	
列車の脱線・転覆事故及び踏切事故発生時の措置	事故の発生を認知したときは、直ちに現場臨場して、次の措置をとること。 (1) 負傷者等の救出・救護・避難誘導 (2) 被害拡大防止措置 (3) 現場保存 (4) 列車運行に係る乗務関係者の確保 (5) 目撃者、参考人及び証拠資料の確保 (6) 事故概要の把握	(1) 捜査報告書 (2) 供述調書	(1) 刑法 (2) 刑事訴訟法 (3) 道路交通法 (4) 犯罪捜査規範
列車妨害事件発生時の措置	1 事件の発生を認知したときは、幹部に報告した上、現場臨場して、次の措置をとること。 (1) 被害拡大防止措置 (2) 被疑者の検索及び検挙 (3) 現場保存 (4) 目撃者、参考人及び証拠資料の発見及び確保 2 軽微なものを除き、発生地を管轄する警察署長に引き継ぐ。 3 引継ぎ後は、隊長の指示により活動する。	(1) 捜査報告書 (2) 供述調書	(1) 刑法 (2) 刑事訴訟法 (3) 鉄道営業法 (4) 道路交通法 (5) 犯罪捜査規範
遺失物等の取扱い	本隊庁舎又は王寺分駐所において勤務する場合は、奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令（平成19年12月奈良県警察本部訓令第26号）に基づき、当該施設の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受け、取り扱うこと。	(1) 拾得物件預り書 (2) 拾得物件交番等写 (3) 拾得物件控書	(1) 遺失物法 (2) 遺失物法施行令 (3) 遺失物法施行規則 (4) 奈良県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令